

探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う各種届出要領

探偵業を廃止した場合の届出

届出書提出先

営業所ごとに営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全課（刑事生活安全課）に提出する。

届出期限

当該探偵業を廃止した日から10日以内に提出しなければなりません。

届出書類及び添付書類

探偵業廃止届出書(様式第2号)

《添付書類》

- ・ 法第4条第3項の規定により交付された書面（探偵業届出証明書）